

令和4年度法務省委託企業向け研修動画の企画・制作に関する
入札（仕様書）

1 件名

企業向け研修動画の企画・制作

2 目的

「今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書」（令和2年度）概要版と内容的に連動した研修動画を制作する。

なお、企業関係者を始め法務局・地方法務局の職員や人権擁護委員等が、講師としての使用を前提に制作する。

※ <https://www.jinken-library.jp/database/materials.php>

3 訴求対象

主に企業関係者（国民全般）

4 発注概要

- (1) 研修動画の企画・制作
- (2) インターネット上におけるストリーミング配信用データの制作
- (3) 研修動画の広報用チラシの制作
- (4) 本件業務に関する各要素の連絡調整等付随業務一式

5 業務内容

- (1) 「今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書」のテーマである「ビジネスと人権」を念頭に、ビジネスと人権に関する歴史的経緯や最新の動向、企業の先駆的な取組事例等を踏まえつつこの問題に関する有効な啓発と取組について提示し、企業関係者の正しい理解を促進するものとする。
- (2) 方向性・観点
 - ア 「今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書」概要版と内容的に連動すること。
 - イ 研修動画の視聴により、「ビジネスと人権」について正しく理解できるものとする。

ウ 企業が「ビジネスと人権」に取り組むに当たり、参考となる情報を提供するものとする。

エ 「ビジネスと人権」に関する歴史的経緯について、簡潔かつ正確に取り上げること。特に、平成23年に採択された国連「ビジネスと人権に関する指導原則」や、令和2年10月に策定された「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」を踏まえた内容とすること。

オ 人権デュー・ディリジェンス、サプライチェーンマネジメントなど、難しいテーマを分かりやすく解説し、理解できるものとする。

カ 単に知識を一方的に与えるだけでなく、視聴者自身に気づきを促すような内容とすること。

キ 各種組織における人権教育・人権啓発活動で活用できる内容とすること。

ク 政治的中立性に配慮し、特定の政治的主張・政治的立場に偏らないようにすること。

ケ 人権研修や人権講演会等、人権啓発を目的とする活動において使用する教材・映像として適切な内容・構成とすること。

(3) 研修動画

ア 表現方法

実写、アニメーション、インフォグラフィック等、表現方法は問わない。ただし、全編を通して視聴する場合と、特定のチャプター部分を視聴する場合のいずれであっても違和感のない構成とすること。また、研修会等での使用を想定していることから、講義形式の構成が好ましい。

イ 構成例

ロングバージョン（40分程度）とショートバージョン（20分程度）の2パターンを作成。

(ア) ロングバージョン

本研修動画を視聴することで、研修を完結できるものとして、構成例は、下記①～⑥を想定。ただし、より良い構成例とそれに伴う内容、啓発効果が高いと考えられるものがある場合はこれに代えて提案すること。

①プロローグ（導入）〔5分程度〕

※ 企業活動と人権の関係等、「ビジネスと人権」の全体像について解説する等、視聴者の興味・関心を引き寄せるような導入が望ましい。

②企業が尊重すべき主要な人権と人権に関するリスクの内容に関する概説〔10分程度〕

③人権に関する取組が事業活動に与える影響〔10分程度〕

④企業による人権への取組の在り方〔10分程度〕

※ 人権方針、人権デュー・ディリジェンス、救済措置の解説等

※ 経済産業省が策定予定のサプライチェーンに関するガイドラインの紹介も、必要に応じて盛り込むこと。

⑤エピローグ（結び）〔3分〕

⑥法務省の人権擁護機関による取組の紹介〔2分〕

※「Myじんけん宣言」の取組等について紹介すること。

(イ) ショートバージョン

研修動画視聴後に、ハラスメントの問題等個別のテーマについて説明を行うことを前提に、個別テーマを説明するに当たっての導入という位置づけ。ロングバージョンの①～③を再構成して作成することを想定。

①プロローグ（導入）〔5分程度〕

※ 企業活動と人権の関係等、「ビジネスと人権」の全体像について解説する等、視聴者の興味・関心を引き寄せるような導入が望ましい。

②人権に関する取組が事業活動に与える影響〔5分程度〕

③企業が尊重すべき主要な人権と人権に関するリスクの内容に関する概説〔10分程度〕

ウ その他

(ア) 本研修動画の監修者については、公益財団法人人権教育啓発推進センター（以下「当センター」という。）が指定する。

(イ) 本研修動画の監修者の謝金、旅費については、入札金額に含めることとする。

6 活用事例

(1) 人権擁護委員等が実施する企業向け人権研修等（eラーニング研修を含む。）における視聴用素材としての活用

- (2) 公共のライブラリー等への映像（DVD）配備・貸出し、配架
- (3) 各種イベント等における映像上映
- (4) インターネット上でのストリーミング配信

7 仕様等

(1) 研修動画

ア 映像の制作（企画、映像シナリオ、撮影及び関連業務一式）

(ア) 映像形態：実写、アニメーション等問わない。

※ 「5 業務内容 (3) 研修動画 ア」参照

(イ) 撮影解像度：フルハイビジョン（1920×1080）

(ウ) 収録時間：ロングバージョン（40分程度）とショートバージョン（20分程度）の2パターン

(エ) 色：カラー

※ 演出、効果等の理由によるモノクロ映像の使用は可。

(オ) アスペクト比：16：9（レターボックスなしの実質比）

イ メディア（DVD-Video）の製造

(ア) メディア：DVD-Video

(イ) 枚数：4, 360枚

(ウ) 副音声・字幕・メニュー画面等

以下の4パターンを作成しメニュー画面で選択可能とすること。

①字幕なし・副音声なし

②字幕なし・副音声あり

③字幕あり・副音声なし

④字幕あり・副音声あり

※ 字幕は日本語とする。

※ 字幕はDVD再生機の字幕機能を使用せず、映像に含めてエンコードすること。テロップや字幕等の作成に当たっては、背景映像とのコントラストやカラーユニバーサルデザインに配慮すること。

※ メニュー画面やチャプター構成は、法務省及び当センターと受注者間で協議の上、決定する。

※ 研修動画2パターン（ロングバージョンとショートバージョン）を1枚のDVDに収録する。

(エ) 媒体：プレスにより製造し、必要事項（タイトル、収録内容、時間、企画・制作者、字幕、副音声、その他必要な情報等）をレーベル面に印字すること。また、コピーガード（CSS）は設定しないこと。

(オ) ジャケット：必要事項（タイトル、収録内容、時間、企画・制作者、字幕、副音声、その他必要な情報等）をカラー印刷すること。

(カ) パッケージ：DVD用のトールケースを使用し、DVD、ジャケットを封入し、シュリンク包装を行うこと。

※ トールケースはカラー印刷によるジャケットを封入すること。

ウ メディア（Blu-rayディスク）の製造

(ア) DVD-Videoと同内容のフルハイビジョン映像が収録されていること。

なお、字幕の有無や副音声の選択、チャプター選択等の機能のためのメニュー画面での操作ができることが望ましいが、必須ではない。ただし、メニュー画面での操作ができない場合でも、“字幕あり・副音声あり” “字幕あり・副音声なし” “字幕なし・副音声あり” “字幕なし・副音声なし” の4パターン of 映像を個別に収録すること。

(イ) パッケージに関しては、DVD-Videoと同等のものは必要ないが、簡易的なジャケットやレーベル面への印字等により、内容表示すること。

(2) ストリーミング配信用データ

研修動画のインターネット上におけるストリーミング配信用データの作成仕様は次のとおりとする。

(ア) 映像：以下のパターンでそれぞれ字幕ありの映像

① 「全編通し」データ

② 前述「5 業務内容 (3) 研修動画 イ構成例 (ア) 及び (イ)」の構成に基づき、分割した個別のストリーミングデータは、フルサイズのデータと1データあたり1GB以内に納まるようにしたもの両方を作成すること。

(イ) 映像フォーマット

MPEG-4 AVC (H.264)

(ウ) 解像度：以下の仕様による

〔HD〕 1920× 1080	ファイルサイズ	1GB未満
	帯域	10Mbps程度
	フレームレート	30fps
	アスペクト比	16：9（レターボックスなしの実質比）

※ ストリーミング配信用データは、原則として上記仕様を基に作成する。ただし、ビットレートや帯域、フレームレート等については、現状のインターネット上での動画配信により適した基準等がある場合は、当センターと協議のうえ、変更することも可能。

(3) 広報用チラシ

ア 体裁：A4判／両面

イ 刷色：4C

ウ 版下：印刷用完全データ作成のこと

エ PDFデータ：

(ア) 版下データとして使用できる高精細なもの（トンボ付き）

(イ) ウェブ等での閲覧用のもの（トンボ無し）

8 成果物

(1) 研修動画

ア DVD-Video（トールケースに収納したパッケージ）

4, 360枚

イ Blu-Ray

4枚

ウ DVDジャケット、盤面版下データ及びPDFデータ

4セット

エ 完成台本データ及び字幕データ

4セット

オ 広報用画像

4セット

※ 主要な場面等の画像データ（30～50枚程度）

カ 映像原版を記録した適宜のメディア

2セット

※ XDCAM又はハードディスク等の記録媒体にて納品すること。

- ※ XDCAMの場合、キューシートを添付すること。
- ※ 必要であると判断される場合は、制作会社にて適切な環境で保管すること（保管に要する一切の費用は制作会社の負担とする）。

キ DVDプレスマスター

1セット

- ※ プラントダイレクト等形式のオーサリング済プレスマスターを納品すること。

(2) ストリーミング配信用データ

4セット

(3) 広報用チラシ

- ア 印刷用版下データ及び出力仕様書
- イ 印刷用に使用できる高精度PDFデータ
- ウ インターネットでの公開等に適した閲覧用PDFデータ
- ※ データについては4セット

9 納品

(1) 納品日

令和5年3月22日（水）

(2) 納品場所

- ア 法務省人権擁護局人権啓発課
(〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1)
- イ 公益財団法人人権教育啓発推進センター
(〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階)
- ウ 当センターの指定する場所
(都内またはその近郊の梱包・発送会社を予定)
- ※ 法務局・地方法務局、地方公共団体（都道府県・市区町村）、その他関係団体への発送分

(3) 納品物振り分け

納品物	数量	納品先別数量／備考
〈研修動画〉 DVD-Video	4, 360枚	ア 法務省×2 イ 当センター×27 ウ 梱包・発送業者×4, 331
〈研修動画〉Blu-rayディスク	4セット	ア 法務省×2 イ 当センター×2

〈研修動画〉 映像原版	2セット	イ 当センター
〈研修動画〉DVD プレスマスター	1セット	イ 当センター
関連データ一式	4セット	ア 法務省×1 イ 当センター×3

10 応募概要

(1) 提出書類

下記アは6セットを作成し、うち3セットは社名を記載しないこと。
また、同書類のPDFデータを、下記14の提出先宛てにEメールで送付すること。

ア 提案書

次の要素を盛り込むこと ※ 1者あたり2案まで提出可

(ア) 企画意図・趣旨・体制図等 (12 (7) (12) (13) に記載する内容を含む)

(イ) 研修動画構成案及びシノプシス (2, 000字程度)

(ウ) その他映像表現やイメージ等補足資料 (任意)

(エ) 制作スケジュール

(オ) 補足資料等 ※ 任意

イ 入札書 (要封緘) 1部

ウ 委任状 (書式自由。代表者が入札する場合は不要) 1部

エ 各府省一般競争 (指名競争) 参加資格審査結果通知書 (写し) 1部

(2) 落札方式

総合評価落札方式

※ 別添の総合評価基準書に基づき技術点及び価格点から算出した総合評価得点が最も高いものを落札者とする。

(3) 書類提出期限 (厳守)

ア (1) のア 令和4年9月14日 (水) 午後3時

イ (1) のイ～エ 令和4年9月21日 (水) 午前8時55分

(4) 開札

令和4年9月21日 (水) 午前9時00分から

※ 当センターにて実施予定

(5) その他

本入札への参加を希望する場合は、9月7日 (水) までに、当センタ

ーに電話又はEメールにて連絡すること。

1 1 スケジュール（予定）

- (1) 令和4年9月 1日（木） 入札情報開示
- (2) 令和4年9月 7日（水） 入札参加希望連絡期限
- (3) 令和4年9月14日（水） 提案書等（入札書を除く）提出締切
- (4) 令和4年9月21日（水） 入札書提出締切、開札、受注者決定
- (5) 令和4年9月～令和5年2月中旬 動画の制作
- (6) 令和5年2月中旬～3月中旬 DVDプレス等
- (7) 令和5年3月22日（水） 納品

1 2 その他

- (1) 応札者から提出された提案書等の提出書類は、返却しない。
- (2) 本入札の参加に要する経費は、応札者の負担とする。
- (3) 本件業務の企画、実施、各種調整等に要する経費は、全て受注者の負担とする。
- (4) 本件業務の実施に当たっては、当センターの確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。なお、必要に応じて、法務省、当センター及び受注者の三者で協議を行う場合がある。
- (5) 本事業の実施に当たり、法務省の意向により企画内容の修正を要する場合においては、これに全て対応すること。なお、当センターが変更内容について仕様の範囲内であると判断した場合は、追加料金は支払わない。
- (6) 法務省及び当センターと受注者間での連絡調整に際しては、窓口（担当者）を明確にし、一本化すること。
- (7) 成果物の著作権については、全て法務省に帰属するものとする。また、受注者は法務省及び当センターに対し、一切の著作権者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。法務省及び当センターによる、成果物及び成果物を使用した印刷物やDVD-Video等の複製・配布・上映・貸出し・実費頒布、インターネット上の公開やストリーミング配信、永続的な使用等について問題が生じないよう各種適切な権利処理を行うこと。また、そのことについて提案書中に明記すること。

- (8) 制作、特に映像の構成案、シナリオ案の原稿作成等に当たっては、人権に配慮した適切な表現等が用いられるよう留意すること。
- (9) デザイン・レイアウトについては、書体・文字の大きさやカラーユニバーサルデザイン等、可読性に配慮すること。
- (10) 本研修動画等の制作に当たっては、校正等の作業が多く発生するため、適切かつ迅速に対応すること。また、校正に関してはストリーミングデータやPDFデータを活用し、Eメール等での送受信に対応すること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項については、当センターと協議すること。
- (12) 本件業務を実施するに当たって、知り得た情報については、本件企画以外の業務に使用しないこと。また、第三者に対して一切漏えいしないこと。また、そのことについて、提案書に明記すること。
- (13) 本事業の完遂のために十分な実施体制を整えること。また、そのことについて、提案書に明記すること。
- (14) 入札書への必要事項の記載漏れや押印漏れ、提案書等への必要事項記載漏れ、提出書類の不備等は失格となるため、提出前に十分確認すること。
- (15) 開札は当センター内において応札者の面前で行う。
- (16) 契約後、本仕様に従わないと認められる場合には、契約を解除する。その場合、解除までに要した経費その他の費用は受注者の負担とする。また、受注者の責めに帰すべき事由がある場合には、違約金を請求する場合がある。
- (17) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は、当センターの承諾を得るものとする。

1.3 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の当センター職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 検査職員：総務部長 山本由理子
- (2) 監督職員：事務局長 上杉憲章

1.4 問合せ・提出先

公益財団法人人権教育啓発推進センター事業部第2課 有田・南治

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL 03-5777-1802 FAX 03-5777-1803

Eメール arita@jinken.or.jp

nanji@jinken.or.jp

ウェブサイト <http://www.jinken.or.jp/>